MANSTEZ - Z



法定相続情報証明制度

昨年5月より法務局において、「法定相続情報証明制度」の利用が開始されました。この制度を利用することで、相続手続で戸籍謄本・除籍謄本等を何度も取って、出しなおす必要がなくなりました。複数の金融機関などの相続手続が同時に進行できるようになることで、時間の短縮と簡便化も図れます。今回のFAXニュースはこの制度について紹介させていただきます。

1. 制度の背景、概要

「法定相続情報証明制度」は平成29年5月29日より開始された制度です。この制度の創設の背景には、相続登記がなされずに放置されている不動産の急増があります。本来、不動産の登記名義人が死亡した場合には、所有権の移転登記が必要です。しかし、実際には名義変更されずに放置されている不動産が多く、その対策として相続登記を促進したいという意図があります。

制度の概要としては、

- ① 相続人全員の現在の戸籍、被相続人の出生から死亡までの戸籍(戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍)等の書類と上記に基づく法定相続情報一覧図を登記所に提出します。
- ② 登記所から相続情報を認証文付きの法定相 続情報一覧図として交付され、その写しで 相続登記・預貯金の払い戻しが可能になり ます。

つまり、戸除籍謄本等が必要となるのは、登 記所への最初の提出時のみになり、以降は交付 された法定相続情報一覧図を使用することで、 平成30年9月28日

Kunoh Accounting Office 久納公認会計士事務所

手続が可能になるというわけです。これまで、 相続税申告書にも戸籍関係の書類一式が必要 でしたが、この相続関係一覧図で足りるように なりました。

2. 手続きの流れ

「法定相続情報証明」取得の手続きの流れと しては下記の3段階になります。

①申出

- 1) 戸籍等の必要書類の収集
 - 必須書類
 - i. 被相続人の戸除籍謄本
 - ii. 被相続人の住民票の除票
 - iii. 相続人全員の戸籍騰抄本
 - iv. 申出人氏名・住所確認のための公的書類
 - ・必要となる場合がある書類
 - v. 各相続人の住民票の写し
 - vi. 委任状、代理人の所定の身分証明書
 - vii. 被相続人の戸籍の附表

2) 法定相続情報一覧図の作成

被相続人及び戸籍の記載から判明する法 定相続人を一覧にした図を作成します。作成 は、A4の白紙であれば大丈夫で、手書きも 『明瞭に判読』できるものであれば認められ ます。記載例は、法務省のホームページで見 ることができます。

- 3) 申出書の記載、登記所への申出
- 1)、2)で準備した書類と申出書を登記所へ提出します。申出のできる登記所は下記

のいずれかになり、申出や写しの交付は郵送 でも可能です。

- i. 被相続人の本籍地
- ii. 被相続人の最後の住所地
- iii. 申出人の住所地
- iv. 被相続人名義の不動産の所在地

一覧図の作成や申出の手続は、申出人の親族のほか、税理士等の資格者代理人がおこなうことができます。また、この制度は、遺産が銀行預金のみの場合等、不動産がない場合でも利用することが可能です。

②確認・交付(登記所)

- 1) 登記官による確認
- 2) 認証文付き法定相続情報一覧図の写 しの交付、戸除籍謄本等の返却

一覧図の写しは、必要な範囲で複数 通発行可能で、再交付も保管期間(5 年間)中であれば可能です。また、提 出した戸籍謄本等は一覧図の写しの交 付時に返却されます。

③利用

戸籍の代わりに一覧図の写しで各種相続 手続が可能になります。

※相続放棄や遺産分割協議の書類は別途必要になります。

3. 注意点

法定相続情報一覧図作成の際に、一覧図に記載 されない事項、記載の仕方により手続きに使用で きるか等の注意点があります。

- ① 一覧図に記載されない事項
 - 1) 記載されない相続関係

一覧図に記載されるのは、戸籍から読み取 れる情報になるため、相続放棄や相続欠格 等は記載されません。そのため、実際の相 続人と異なる場合があります。

2) 日本国籍を有するものであること 被相続人・相続人のいずれかが日本国籍を 有しない場合、戸籍を添付できないため法 定相続情報証明制度を利用できません。相 続人の内、1人でも国籍を有しない場合は 利用できなくなります。

② 記載の注意点

- 1)被相続人との続柄の記載を、戸籍に記載 されている具体的な続柄で記載します。 「子」だと相続税の添付書類として使用で きませんが、「長男」、「長女」等の具 体的な記載であれば添付書類として認め られます。
- 2) 相続登記等の申請において、一覧図に相 続人の住所を記載している場合には、住 民票の写しなど、相続人の住所を証する 書類が不要となります。

今までは書類を金融機関、登記所に提出、返 却を受け、また別の提出先にと時間がかかって おり、短縮のために併行して進めたい場合には、 複数の書類を準備いただくための費用がかか っていました。この制度が新設されたことによ り、現行に比べて、法定相続情報一覧図1通を提 出すればよくなり、複数通を無料で発行できる ことから、相続人の費用や時間の負担を軽減す ることが期待されます。

当初は利用できる金融機関が少なかったのですが、現在では三菱UFJ銀行などのメガバンクや名古屋銀行などの地方銀行などでも法定相続情報一覧図の写しで、預貯金の名義変更・解約が可能となっていますので、利便性は高まってきています。